

平成28年度 第4回福岡市屋台選定委員会 議事録

1 日時・場所

平成29年2月15日(水) 18:00~20:00

福岡天神センタービル8F S-3会議室

2 出席者

(委員) 村上委員長, 池内委員, 楠委員, サーズ委員, 坂井委員, 笹山委員,
田中委員, 堤田委員, 藤本委員, 星野委員, 八尋委員

(事務局) 経済観光文化局 重光局長, 合野理事, 高島理事,
横内国際経済・コンテンツ部長
三笥にぎわい振興課長,
姉川プロモーション推進課長
深澤にぎわい振興係長, 東島

| | |
|-------|--------------|
| 保健福祉局 | 日高食品安全推進課長 |
| 住宅都市局 | 中野みどり運営課長 |
| 博多区 | 薄維持管理課長 |
| 中央区 | 倉岡道路適正利用推進課長 |

3 議題

- (1) 会議の公開について(非公開)
- (2) 委員等の守秘義務等について
- (3) 福岡市屋台公募に係る不適切な行為について
 - ・福岡市屋台公募商業地域エリアに係る不適切な行為
 - ・福岡市屋台選定委員会資料の流出事案①~③
- (4) 天神地区に係る屋台選考の再検討について(非公開)

4 議事

(1) 会議の公開について(非公開)

(委員長)

早速内容に入りたいんですが, 先週から委員長として, 委員会の代表として活動して
いますので, それを通して感じたこと, それに基づいてどうしなければいけないかとい
うところから, スタートしたいと思います。

先週木曜日, 私に連絡があったそうですが, 講義中のため連絡をとることができず,

翌日の午前中に連絡をいただき、この問題を知ることになりました。その後、事務局が直接大学に来られ、翌日の土曜日に番組で取り上げるということで、テレビ取材を受けてもらえないか、という話がありました。私個人は、これは委員会そのものの問題ではないので、ということで辞退したんですが、委員会の立場、そういうものを説明することも必要だろうということで、お引き受けしまして、午後6時過ぎから約30分、取材を受け、翌日に、まだ私は見てないんですが、放映されたと聞いています。

その翌日の土曜日、記者会見で、約2時間対応させていただきました。この中でも、後で出てまいりますけど、守秘義務がありますので、どこまでを持って守秘義務を果たすのか、という非常に難しい事案になっております。選考基準とか、そういうところである程度お話ししないと理解してもらえないということも、実際感じました。その後、新聞等の内容は、むしろ委員会そのものに何か不正をしているのではないか、という印象を与えるような文章がたくさん見られましたし、報道でも疑われるような内容もあったと。

そういうことからしますと、委員会そのものを私たちとしては、公明正大にやっていたつもりでいます。本当に今回新たな問題が出てきてしまうと、本当の意味での信頼を失ってしまうということもありまして、今回は報道機関の方に対しても、これからちゃんとしますということを形として示していきたい、ということを考えています。一つは、屋台の募集要項があり、その中に接触禁止条項が書いてあるんですが、この接触禁止条項には、実は、我々選定委員及び関係する事務局関係のそれぞれの課の職員、こういう方に応募者が接してはならないと規定されています。それは同時に我々も接してはいけない。ただ話をしたりするのが悪いわけではなくて、内容について指導したりすると、今回の事案のように問題が出てくる。これまでも、これからも、全員がそういうことはしていないという形を示したい、これは議事の2の守秘義務に関する規定を、形として示していきたいと考えています。

もう一つは、私どもの委員会は屋台条例、あるいは規則に基づいて、こういうことをしなさいということが決められています。唯一議論できることは、どういう形の募集をしたら良いのか、これが第1回委員会で皆さんに議論していただいた内容です。その内容から実はその時も少し議論が出たんですけど、いわゆる書類を書くことについて、誰かが書くということもあるんじゃないか、そういうリスクのご指摘もあったかと思えます。その際に、実は新規の方が応募する際に、全く情報がない状況で応募は難しいということで、そういう方々が相談をできるような環境を整えていかなければならないのではないかと、という趣旨を含めて、今回のような募集の様式にしたという背景があったかと思えます。そういう背景があったとしても、実はそういう募集方法そのものに問題があったと考えれば、もう少し慎重に議論しておくべき案件だったと、委員長としても少し反省をして、次回からそういうことがないような運営ができるように、またその内容も精査していきたいと考えております。

そういうことから今回、実は2名と7名トータル9名の事案ですが、そういう問題を議論することも一番大事なポイントではありますが、その他にも問題はないのかということでお話をしたところ、実は情報管理についても問題があるということで、この際、全て問題は出してしまおうということ、たぶん議事を見られまして、なんでこんなことをと思われたかもしれませんが、委員会としてはしっかり公明にやっているという姿を見せていかないと、市民からの信頼を得ることができないのではないかと。実際に私の方にも連絡があって、自分の仕事ができない状態で、そういうことからしても信頼をもう一度取り戻す作業をしていかないといけないのではないかと考えて、今回、それも入れて皆さんに情報を共有したいということで、提案をさせていただいております。

そういう意味で、会議の公開につきまして、審議の内容についてはおそらく、漏れてはならない内容となってくると思いますので、事実関係の情報提供までを、一応公開という形で、我々委員会としてもしっかり議論をしようとしているというスタンスを見せていくということも必要性があると考えています。その意味で申し上げますと、3の案件、議題を、ここまでを公開させていただいて、その後については審議となりますので、非公開で進めさせてもらえればと、私は考えております。皆さん方のご意見を確認した上でやりたいと思うのですが、別の方法があるということでしたら、ご指摘をいただけたらと思います。

いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(各委員)

はい。

(委員長)

それでは、議事でいきますと3までを公開として進めさせていただいて、再検討の部分については非公開で進めさせていただければと思います。

(事務局)

ここから公開させていただくということで、よろしくお願い致します。

【報道機関関係者入室】

(2) 委員の守秘義務等について

(委員長)

それでは審議を進めます。先ほどお話しましたように、我々委員だけではなくて、事務局の職員の方、関連部署の職員の方、全てに対して接触をしていない、そういうルールをちゃんと守っていることを皆さん方に示したいということと、もう一つは非常に難しい問題ですが、守秘義務という、どこまでのことを言っているのか、いけないのか、私も正直、記者会見をさせていただいた時に、これは言うてはいけないことかなと思い

ながら、説明しないとどうしようもないということもありまして、時間があれば最後に情報公開の問題と合わせて、守秘義務の問題もトータルで議論させていただければと思っています。現時点では、守秘義務に関することも含めて、接触禁止というものに対して我々ここにいる委員及び職員の方が全員、過去、これからそういうことは一切していないという形で宣誓をしていただきたいと思います。一応、私どもの方からこういう内容のもので作っていただきたいと思います。詳細な文面は私も表現の仕方がよく分からないところがありますので、事務局にサポートいただいて文案を作っています。その文案は委員の方の文案とそれから職員の方の文案、若干それぞれ違った形の文案で作成しています。できれば、それにこの場で皆さん方の一斉に署名をしていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

(委員)

その前に、流出事案についてですが、私のミスについてご報告したいと思います。

事案の①、昨年8月24日の第1回の選定委員会の数日前にこの資料をいただきました。資料だけをざっと見て、その日のうちに内容について屋台関係者の方の意見を聞きたいと思ってコピーをして、うちの会派職員に託して、屋台営業者である方のところに持って行ってもらいました。一部ですが、その方は2013年6月の福岡市屋台基本条例制定時にこのままでは生活ができなくなる、廃業に追い込まれる、何とかできないかと、数人の屋台関係者と共に、2013年頃ですが、相談に来られた方で、会派としてはこの間、屋台営業者の方たちから積極的にご意見を聞いて、屋台の営業を守るため、議会でも論戦をし、また市長に対して提言を行ってまいりました。実際に、公募、そして選定が行われ、その方たちの営業権、生活権を奪い廃業に追い込むという可能性があることを決めようというそういう時ですから、私としては、当時相談を受けた方の意見も聞いておきたいと思い、文書のコピーを渡しました。ただその時は、申し訳ない、これが私のミスなのですが、非公開文書だと認識がありませんでした。資料には鑑の資料の文書が添付されていて、翌日その中には資料の非公開部分も含まれております、というこの文書を見て、資料を渡すべきではなかったということに気づいて、すぐに資料の回収をしてほしいということ、持って行ってもらった事務の人に指示を出しました。

その後、当事者の方、受け取った方は、ちょっと待つてということだったので、矢の催促をして早く返してと言ったんですが、最終的には、それを組合長に持って行って、そして、組合長がそれを市に返還したということで、返還があっているということになりました。

私自身、資料はできるだけ公開すべきであり、審査項目と配点表と第1回目の資料そのものは秘匿しなければいけないものが本当にあるのかということ、全て公開すべきだと、市民の意見に帰すべきだということも含めて論議しましたがけれども、第1回目の資料の内容が、特定の営業者を有利にするような内容では無いと判断をし、私の出した資料は市のほうに返っているということで、問題が解決したと思い、対応を終結してお

りました。

結果的には、このように非公開文書を漏らしたこと、そして、その際、市の担当者に報告をせず、また回収されたかどうかの確認をしておりませんので、これは明らかに私のミスであったと思っております。報告が今になって大変申し訳なく思っております。なお、私は選定委員会開催から選定終了まで、屋台関係者とは一切接触していないということを付け加えておきます。

(委員長)

正直なところ、どこまでが公開ということは難しいと思います。今回もそうですが、最初は情報を出せないのですが、徐々に出せるものも実はあると思います。今回もそういう意味では、情報公開の在り方というもの、最初のままの状態ですべて出せないということではなくて、公開していいものが出れば逐次公開していくと、後でお話ししたいと思っておりました。実際に議事録を真っ黒の形で、のり弁と言うのでしょうか、そういう形で出ていると市民的な感覚からもこれは如何なものかと。

(委員)

逆に不正があったような。

(委員長)

逆に不正があったような印象を与えてしまいますので、できるだけ公開できるものはしていくと、最後に皆さんに確認していきたいと思っております。その意味では、後で事案に出てくると思うのですが、第1回委員会で取得している情報というのは、先程言われたように点数の細かな内容ぐらいいか実はないわけです。後はそんなにならぬものと、そういうものをどの程度、元組合長が考えていたことも、この後別途、私達委員会としても事情徴収をしたいということを事務局にもお話をさせてもらっています。そういう形で、委員会としてもなるべくチェックができて、二重チェックを掛けて問題ないという形で運営ができて、かつ情報公開できるものをどんどん出していくという形で進めていければと思っております。そういう意味では委員から状況等を説明してもらったので、非常に助かったなと思っております。そういうことで宣誓を皆さんにさせていただきたいと思っておりますが、宜しいでしょうか。

それでは、内容を見ていただければと思います。一応私どもにきていますのは、選定委員会の委員のものでございます。「私は福岡市屋台選定委員会の委員として、これまで福岡市屋台基本条例第28条により禁止されている、職務上知ることができた秘密を漏らしたことはありません。また今回、屋台営業候補者の公募に関して不正に応募者と接触したこともありません。今後とも、屋台が市民、地域住民及び観光客に親しまれ、福岡のまちと共生する持続可能な存在となるよう、関係法令及び募集要項の規定を遵守し、誠実かつ公正に職務を遂行することを固く誓います。」こういう文面でございます。この内容でよろしいでしょうか。そうしましたら、日付と氏名ご記入よろしいでしょうか。

【各委員，各職員宣誓書記入】

(委員長)

3の事実関係の説明をする前に，もう一点皆さんに情報提供と言いますか，後の審議に係る事を確認させていただきます。先ほど少し申し上げましたが，事務局の説明だけに基づいて決定するということになりますと，いわゆる報道の状況からして，委員会としてどの程度確認をしたのかということが問われる可能性があるかと判断をいたしました。それで，前委員の組合長及び副組合長について，委員長の権限で呼ぶことができるということもあり，事情聴取を，本当はこの場に来ていただいていたと思っていたのですが，それは非常に難しいということなので，別途委員会として事情聴取をさせてもらえればと思っています。この点について，本当は事案の説明プラス私達の情報が入った中で，審議・決定すれば問題ないのですが，今日決定案ということができかどうかわかりません。一応仮の決定とした上で，事務局の説明，それに合わせて委員会の確認した事項に間違いがないということを確認した上で，最終決定を出したいと思っております。そういう方向でよろしいでしょうか。

それで，面談と言いますか，ヒアリングする委員について，全員というと難しいと思うのですが，どういう方でしたほうがいいのかということについて，天神地区を担当した委員をベースにヒアリングさせていただければと。内容が割と分かっていると思いますので，そういう形で進めさせていただいてよろしいでしょうか。

(委員)

はい。

(委員長)

そうしましたら，担当した委員を中心にヒアリングして，その内容を皆さんにお伝えし，内容確認をしていきたいと思えます。それでは，1の事案に関しまして，事務局から，現状どういう確認ができたかの説明をお願いしたいと思います。

(3) 福岡市屋台公募に係る不適切な行為について

(事務局)

それでは，議事の(3)でございます。屋台公募に係る不適切な行為についてご説明いたします。まず，一番上の「福岡市屋台公募商業地域エリアに係る不適切な行為について」でございます。資料に基づいて説明させていただきます。

1の本件の行為者は，元福岡市屋台選定委員で天神地区の屋台営業者団体の当時組合長です。以下組合長と申し上げます。2の事実の概要ですが，選定委員会委員である組合長が，公募屋台営業候補者への応募者との接触が禁止されているにも関わらず，商業

地域エリアに応募した同じ天神地区の屋台営業者団体所属の応募者2名に対して、自らその応募資料である、公募屋台営業計画書の一部について添削や助言を行ったものでございます。また組合長は、申請書類の一部について記載例を記入した資料を作成し、同じ天神地区団体の副組合長に手渡し、応募者に対する指導を依頼し、副組合長はその依頼に応じて応募者7名の営業計画書の一部について添削や助言を行ったものでございます。

3の経緯ですが、まず1月27日に選定委員会の委員の1人が応募書類の書き方を教えた、というお話を聞いたという情報が担当課にございまして、同日11時に担当課から組合長に事実確認をしたところ、応募者と委員とは接触禁止があるので、委員就任期間中は、公募に関する相談に応じたり、指導した事実はない旨の回答を受けておりました。この後、2月8日の夜、組合長から担当課に連絡があり、組合長が営業する屋台に出向き、面談をしましたところ、テレビの取材があり、組合長に対して記載例の有無について質問があり、当該記載例を自ら作成をした旨述べたというものでした。記載例については、副組合長に渡したと話したことから、同日組合長及び副組合長を呼び出し、事情につき聴取いたしました。

次のページですが、そこで組合長は副組合長に組合関係の応募者に対して指導を頼み、後日法令遵守項目について記載例を作成し、副組合長に9月中旬に渡したとのことでした。またそれとは別に、応募締め切り前に申請者2人に営業計画書の添削を施したと述べました。また、副組合長が組合長の記載例とは別に、自ら同じく法令遵守事項について記載例を作成していましたが、さらに組合長の記載例を参照して手直し、組合長作成の記載例は組合長に返却したとの話でした。副組合長は手直した記載例は他人に見せずに、申請者7名から事業計画書を受け取って添削助言をしたというものでございます。

これを受けまして2月10日から経済観光文化局において関係者への事情聴取を行っております。なお、参考ですが、組合長が直接添削指導した2名については、1次審査の書類審査には合格しましたが、いずれも2次審査で不合格となっております。また副組合長が添削指導した7名については、1次審査の書類審査ではすべて合格しましたが、2次審査の面接審査では1名が辞退し、残り6名は合格しております。

この事案を受けての市の対応でございまして、まず組合長については、2月9日付けで屋台選定委員会委員から解任しております。また同時に組合長、現在では元でございまして、副組合長が所属する天神地区の屋台営業者団体については、屋台基本条例第29条に規定する屋台営業者団体の指定を解除しております。

組合長から直接指導を受けた2名につきましては、選定委員会の委員と接触禁止規定違反により失格とする予定でございまして、

最後に、副組合長から指導を受けた7名の取り扱いにつきましては、本日この屋台選定委員会においてご議論いただき、対応を決定したいと思っております。以上、よろしく願いいたします。

(委員長)

一応事実関係の内容だけをご紹介していますが、ヒアリングをした細かいものは、審議の中で提示しながらさらに確認して、皆さん方の判断を仰ぎたいと思っております。もう一つの議案がありますが、それについても概要のご説明をお願いいたします。ただ先ほど、委員からも説明がありましたので、それについては省いていただいてもいいかなと思います。

(事務局)

それでは次に、福岡市屋台選定委員会資料の流失事案につきまして、ご説明させていただきます。

今回の選定委員会は、元選定委員会委員である天神地区屋台営業者団体の組合長の不適切な行為に伴っての審査でございますけれども、選定委員会を開催した中で、その他にも幾つかの選定委員会内の資料について流出事案が発生しております。先ほど委員の皆さまと共に私ども事務局も宣誓書に署名いたしましたけれども、選定委員会での運営の反省点を振り返ると共に、会議の透明性を高め、信頼回復するためにも、これまであった屋台選定委員会の資料流出事案を改めて確認してまいりたいと存じます。

これまで事務局で調査し、把握した資料流出事案については3項目ございますが、先ほど委員から説明がございましたので、私からは残る2項目について説明をさせていただきます。

(委員)

きちんともう少し説明していただきたいと思います。

(委員長)

では、お願いします。

(事務局)

分かりました。それでは、若干重複しますが、私どもの調査で把握している部分につきまして説明いたします。まず、①でございますが、去年4月ごろ今回の応募者である屋台営業者Aは、日頃同じエリアの屋台営業者Bに対して不安を相談していたということです。Bの配偶者が、事務員をしていた関係で、その紹介により所属議員に、相談に乗ってもらったということでございます。8月22日、Bの配偶者がAを訪ねまして資料が手に入ったので参考になれば、ということで資料を渡したということです。Aは渡された資料を見て、現在自分が営業している場所が公募場所に指定されない予定であることを知り、すぐに組合長に電話で相談したということでございます。翌23日でございますが、組合長が私どもにぎわい振興課へ「資料を持っている組合員がいるけれどもいいのか」という連絡がございましたので、回収を依頼し、24日の午前1時過ぎでございますけれども、組合長が資料を回収しております。8月24日に第1回選定委員会を開催したわけですが、この開催にあたりましては、私ども市及び委員長から守秘義務について、改めて注意を促したところでございます。

事案の2でございます。11月21日、第2回の屋台選定委員会を開催し、応募者の中に失格要件である市税の滞納者及び未申告者がいた為、応募者10名を失格にすること等をご報告しております。その翌日でございますけれども、市議会議員Aから担当課の方へ、失格要件該当の応募者Bについて、滞納は少額であるが影響あるのかというような旨の問い合わせがございました。この時は、公募は条例規則による規定に基づいたものである旨、答えております。このこととは別に、市で調査した結果、この応募者Bは市税ではなく、延滞金の滞納であったため、その旨屋台選定委員会に報告し、失格の決定を取り消しております。この決定自体に問題はないのですけれども、そもそも応募者Bが失格になるかもしれなかったことを知った経緯について、厳格に調査しなかった点は、反省点があったものと考えています。

次に事案3ですが、新聞報道に関する事例でございます。11月21日に第2回屋台選定委員会を開催しましたが、この第2回におきましても、守秘義務について強くお話をさせていただきましたが、翌々日の23日付でB新聞朝刊に、第2回選定委員会での1次審査通過者の選考状況が掲載されておりました。さらに12月9日、第3回選定委員会でも情報流失事案を示し、選定委員の守秘義務について強く注意を促したところですが、B新聞朝刊に第3回屋台選定委員会における非公開情報が掲載されております。

会議の場における再三の注意にも関わらず、資料が流れたことは、注意のみにとどめた事務局の対応が不十分だったことは反省し、今後は、しっかりと対応してまいりたいと考えているところでございます。以上でございます。

(委員長)

最後についている資料は、これはご説明されますか。

(事務局)

先ほど委員長からお話をいただいたところで、重複になりますが、改めまして選定委員会委員の義務に関する規定、それから募集要項に記載しております、接触禁止の規定につきまして、お示しさせていただいているところでございます。以上でございます。

(委員長)

非常に委員会運営が難しいことをひしひしと感じております。そういう意味で先ほど皆さんに宣誓してもらったように、今後、適正公平に委員会が運営できるように、ご協力いただければと思います。

一応公開できるところはここまでということで、決定しておりますので、記者の方々には申し訳ありませんけれど、一応ここで一旦解散をお願いいたします。

(事務局)

ここから非公開となりますので、記者の皆さんはご退出をお願いいたします。

【報道機関関係者退出】

(4) 天神地区に係る屋台選考の再検討について（非公開）

(事務局)

それではここから非公開となります。

(委員長)

第3回委員会の席でも、委員の皆さま方からご指摘がありましたが、いわゆる2つのエリアで評価をしております。今回は商業地域エリアでのほうで問題になっていますので、商業地域エリアに限定をして話を進めさせていければと思っております。

ただ、先ほど宣誓いただいたように、応募者、特に合格をした方にも確認をする作業が必要ではないかと思っております。なかなか確認作業は難しいとは思いますが、その辺を事務局に協力していただいて、確認作業をしていただければと思っております。

それで、土曜日の記者会見の際に、先ほど申し上げましたように、守秘義務にあたる部分かも分からないのですが、お話ししなければならぬ状況だと判断したので、選考の考え方についてお話をさせていただきました。実は商業地域エリアに関しては、単純に平均点で一応評価をした上で、その内容をいくつかは客観性を高めるために別指標にし直して例えば計画性とかということも、いわゆる賃料をちゃんと払う意識があるとか、あるいはアルバイトとか従業員の賃金をちゃんと払うようになっているかなど、そういう項目を出しまして、一応5項目に分類しまして、2つ以上基準点よりも低い場合は、選考から外すというやり方を採用させていただきました。

実は先ほども申しましたように、屋台条例あるいは規則に基づいて我々は審議をしております。その審議の内容に関して、非常に細かく指定されておまして、それをできるだけ市民から見て問題ないといわれる部分と、もう一つは新しい屋台文化を作らないといけないという使命もありまして、その両方をうまく考慮するような形で評価をしようということで、評価項目もそのような内容を中心にセッティングされていたと思えます。

そういう意味では、適切にこの方であればやっていただけるかな、正直なところ2つ駄目だったというよりも、もっと駄目だった人だけを落としかったのですけれど、残念ながら面接をするという人数に限りがございましたので、そういう選定をさせていただいたと考えております。その意味では絶対評価ではなくて、できるだけ相対的に評価できるような仕方をさせていただいたところを、まずご理解いただきたいと思っております。再度、確認のために最初にも申し上げました。

それでは事案の詳細について、今まで調査をしている内容で分かったことについて事務局よりご説明をお願いいたします。

(事務局)

私ども事務局で、今回の事案に関わった方に対してのヒアリング調査を行っております。一番上のペーパーでございますが、上から対象者を11名、今回の屋台の天神の組

合関係から受験をされた、応募された方が 11 名でございました。副組合長に指導を受けられた方が上から 7 名、その下が組合長から直接指導を受けられた 2 名、一番下が、組合長、副組合長のいずれからも指導を受けられていないという方についてヒアリング対象としました。まず一番上の副組合長から指導を受けられた 7 名について、ヒアリング項目につきましては、横の軸で見ていきますと、まず直接、副組合長から指導があったのかなかったのか、時期がいつだったのか、ご自分で作られた後だったのか。それとも先に添削を受けたのか、口頭であったのか。それから内容、主な変更箇所、現在覚えていらっしゃる箇所の変更箇所、それから組合長の関与、組合長が副組合長に今回依頼をしたということをご存知であったかどうか。この点について確認をしております。左側の通し番号につきましては個人が特定できないようにランダムに付けさせていただいています。

(委員)

進め方でお尋ねしたいのですが、時間はどういうふうに考えたらいいですか。読めば済むことはそれで済ませて欲しい。進め方をご指導願いたい。

(委員長)

結構資料がありまして、今のところだとヒアリングをした事実関係がはっきりしないと判断できないと考えていましたので、どういう対応があったかという確認作業はどうしても必要なと判断させていただきました。それが簡単な言い方をすると、組合長が書いたものを副組合長に渡して、間接的に指導したのか、しなかったのかどうか、こういう判断をする際に、その影響かどの程度あるのかどうかの確認作業は、必要ではないかということでご説明をさせていただいております。ポイントポイントだけをお話していただければいいかと思っておりますので、概要としてどういう内容でということ。

(事務局)

はい、分かりました。できるだけ手短にお話しさせていただきます。

(委員)

接触をしたことの具体的な事例を。

(委員長)

接触をして、その結果どういう効果があったか。

(委員)

受験と違って、道路交通法上の問題とか、安全衛生とか、経営に対する考え方とか、誰しも専門家に聞きますし、これは試験という捉え方で、新聞の報道も事件という感じで。元々戦後の混乱期に始まって、人情溢れる市民文化として育ってきて、公道の上に設置するということについて、市民のご理解をいただきながらやってきたりするんでね。それを今後福岡市の魅力アップの中でどう活用するかということの話で、それはいろんな人に聞くだろうと思うんですよ。

(委員長)

今お話をさせていただいているのは、要は。

(委員)

だから、接触をする、しないのところも、もう少し厳密に、現実的な提案であるべきではなかったかなという気もするんですよ。例えば、我々一般的な業者の中でも行政書士にほとんど頼むんですよ。市からお金を借りる時でも。膨大な資料を提出して。だから我々若い時は、先輩からいろんなことを聞き、行政に聞き、質問してきました。それはね、知識の正確さとか、記憶量とか、判断の迅速性とかそういったものを判断する試験のようなもので、どれだけ常識的に知っておかなきゃいけないことを知っておくかという確認のためでしょ。

(委員長)

そういうことではなくて、どれだけ知っていたかということではなくて。

(委員)

この試験といえば、その人間の能力云々よりも考え方を確認したり、法的な知識、市民の安全安心衛生を基本に、しかも公道の上にやらしていただく仕事だから、道路についての法規とか、それをどのくらい知っていたという話を確認する作業を、本当は徹してやればね、こういう新聞におどろおどろしい感じで書かれるような話ではなかったのではないかと、私はそう思っている。

(委員長)

私の立場からお話しさせていただくと、接触禁止という条項ですね、そこに対していわゆる委員が、あるいは応募者がこの方に接触してはならないという方に対して、行ったということ、その要件自体で、例えば2名の方が直接指導を受けたということであれば、それはもう中身関係なく失格になると思うんですね。問題は、直接指導はされてないのだけれど、組合長が書いたものを副組合長に渡して、その内容が間接的に利用されていたと、その利用されていたというものがどの程度のものかということの、事実確認をさせていただいている、というふうに理解していただきたいと思います。もしそれで全く影響がなかったという判断があれば、今言われたように相談に行つたと、行って自分で考えて書いたという判定ができるのではないかとということで、今事実確認をしているところです。

(委員)

落としどころをどこにするのか。

(委員長)

今日は私も結論は無理だろうと思っております。いろんな選択肢を皆さんと一緒に考えながら、先ほど申し上げましたように、委員会としての確認をした上で、事実確認が間違いないということで、最終決定ができればという思いでやっております。

(委員)

あんまり時間を取らせて申し訳ないのですが、一言だけ申し上げます。私ですね、議

員は入るべきではないと思っております、元々。こういうことが起こりうるんですよ。だって生業を、生活のために頑張っているわけですから。ですから議員が入るべきではない。しかし、各会派から出してくれということで。

(委員長)

それについてもですね。

(委員)

私出てきたんですよ。捉え方が基本的に少し厳密でないといかんとは思いますが、公的な試験とはちょっと違うと思う。料理の腕は持っていて、その腕で、地域に奉仕したいという気持ちで出ている人が多いんじゃないかなと私は思うんでね。

(委員長)

ただですね、条例を見るとただ料理が美味しいという事だけでは。

(委員)

まあそんなことではないんですよ。例えばね、書くのが苦手な人が多いんじゃないかなと思うんですよ。

(委員長)

そういう意味で、相談を受けるのは一向に問題ないという形にしていたということなんですよね。ただ、そのルールにちょっと外れてやってしまったので、この事案が出てしまったということです。

(委員)

問題の理解ができないときは、市が窓口をつくってね、色々細かく説明する窓口があれば、まだ良かったんですよ。

(委員長)

実際、講習会を開いているんですね。その場でいろんな知識を吸収されているはずなんですよ。逆に言うと一般の人の方が知識がないので、大変だったと私個人的には思っています。それと議員の方もメンバーに入れているのも条例で規定されているわけですね。規定されていますので、それに基づいて運営していくということで、その意味でも先ほど申しましたように皆さんの意見を取り上げることが私の仕事だと思っています。

そういう意味では、もう一度議員の皆さんが条例の見直しをしていただいて、実態にもう少し合う形で、せつかくならそういう方向もあるということで。

(委員)

今の調子で説明を受けると、今日は時間がどれくらいかかるか分かりませんでしたので、予定もありますので。

(事務局)

委員の皆さま方には緊急にお集まりいただいております。もしかしたら、委員長がおっしゃるように結論が出ないということもあると思いますので、できるだけ長く出席いただければ助かりますが、ご都合につきましては全員に伺っておりますので、次の予定

がある方につきましては、順次ご退出いただいて結構でございます。

(委員)

相手の話を聞きながら進めていかないと、話は解決できないんじゃないですか。

(委員)

そう思って来ています。

(委員)

私たちも私たちで時間をさいてこっちに来ているわけですから。やっぱりそれは考慮してもらわなきゃ困りますよ。我々の考えはまず、28軒の方に、結局条例に違反して名義貸しなどしているから、3年間の猶予をして、その間に審査員が店を回って違反を犯したら、こういう店を辞めさせることができますよという形をしていたら良かったんじゃないかと思うんですが。それじゃないと、まだ生活がかかっているから、困ったこともあるだろうし、色々な事についても、もうちょっと良かったんじゃないかと思うんですよ。だからこれについても我々も審査したけれども、この審査のなかで寝られませんでしたよと、おっしゃっていましたが私たちもあの審査を見ていたら、ただパラパラと見て10分ぐらいで終わるのではなくて、人の生活がかかっているから、それを見ていたら30分1時間どうにかしたらそれぐらいかかって、ずーっと見ていたら、やっぱり考えるんですよ。やっぱり人の生活がかかっているから、簡単に済ませられる問題じゃないなと思うと同時に、ただそれを思うと我々もそれなりの努力をしないといかんということになる。

相当な時間がかかると思いますよ。

(委員)

18時から20時までと聞いていたので。

(委員長)

まあ、どこまでいくか私もちょっと想像がつかないですが。

最大協力していただければとしか、私の立場からは申し上げられませんので。

(事務局)

出来るだけ手短にお話しいたします。

先ほど1枚目ですが、先ず上の7名につきましては基本的には皆さん、経緯、理由のところ副組合長の、もしくは組合の方からチェックができるというお話を受けて、ほとんどの方が副組合長へ添削もしくは指導を受けにいかれて、口頭が3名、添削が2名ということでございます。主な変更箇所は、覚えていらっしゃる箇所はご覧のとおりのところでございます。組合長の関与につきましては、ヒアリングできた5名は皆さま、選定委員である組合長が副組合長に頼んでいるという事実については知らなかったと、おっしゃっているところがございます。

それからナンバーの8番と9番組合長から直接指導を受けられた2名につきましては、組合長からの指導については否定をされています。

それから 10 番と 11 番、組合長もしくは副組合長、両方から指導を受けていらっしゃる方につきましても、事実確認したところ間違いなく両名から受けていないというところが結論でございました。

次のページ、今回の選考におきまして、全体で 100 点の配点だったわけですが、今回問題になっております、組合長・副組合長からの、記載例を使った指導が何点分あったのか、というところを分かっていただくために次の書類を作っております。1 枚目の下の 2 の関係法令遵守に向けた取り組みの 50 点の部分に、組合長・副組合長のところに丸を付けさせていただいておりますが、この部分がお 2 人が記載例というものを作られた箇所でございます。

もう 1 枚めくっていただきますと、次の (3) (4)、この辺まで記載例を作っていたと今回確認できたところです。さらに、また 1 枚めくっていただきますと、今度は黄色と赤の表になっております。今回の指導・助言を受けまして、どのような点数になったのかというところがこちらでございます。先ほどの 7 名を基準にしておりますけれど、30 点の部分に指導・助言をしたわけですが、黄色のものが、副組合長から添削指導を受けた 7 名の点数でございます。それから赤が組合長から指導を受けた 2 名ということで、特に副組合長から添削指導を受けた 7 名につきましては全体の中でもこの 30 点のところだけ切り抜きますと、非常に高得点を取られているということが分かります。

それから左のほうの平均点で 30 点満点のところ、これは比較のために作られているのですが、この黄色い部分 7 人については 26.2 点、それから組合長から添削指導を受けた人が 点ですが、今回の事案と無関係の合格者白い部分でございますが、この方々は平均で 23.7 点ということで、26.2 ということは、2.5 点の差になっているというところがこのペーパーの趣旨でございます。

もう 1 枚めくっていただきまして、次が当初の得点ということで、先ほどの指導があった 30 点部分を指しておりましたけれども、最終的な結果としてこの方々がどういう点数を取られたかというのが、この表でございます。左側が 2 次の面接も終わった最終の段階でございますが、この 7 名は全体の 1 位、2 位、5 位、10 位、14 位、15 位ということで、辞退の方を除くと 6 名全員合格ということで非常に高得点といったところにあります。右側の参考としまして、まず書類審査だけの面接前の点数でございますが、この 7 名については非常に高得点を取られているといったところのものでございます。

もう 1 枚めくっていただきまして、最初のヒアリングの結果のところ、組合長から指導を受けたとされる 2 名について、両名については否定をされていらっしゃるわけですが、否定をされた 2 人と、組合長が元々作られた記載例と比べたのが、この表でございます。一番左、組合長が作成した記載例と、本人たちは指導を受けたことがないとおっしゃっているんですけど、ほぼ同一の表現をもしくは極めて近い表現のところを、黄色と赤で表示をさせていただいているのがこの資料でございます。

次のページも、引き続き組合長が指導したとされた2名との関係についてこの資料で提示させていただいているところがございます。

さらにもう1枚見ていただきますと、今度は副組合長から指導、助言を受けた7名でございますけれど、同様に組合長、副組合長が作成されたこの2人の部分はほとんど同一でございますが、この7名がどういったところが指導を受けたものと同一の記載、もしくは指導に近い記載があるかといったところを、出させていただいているのがこの表でございます。

次のページにつきましても、同様に表を出させていただきます。黄色と赤がほぼ同一の表現だということでございます。

さらに1枚めくっていただきまして、次が組合長と副組合長です。このお2人のお話からは、組合長が副組合長に依頼をされたということで、それぞれ記載例を作成されているんですけど、実際赤の部分が、基本的には全く同じところということでございます。この2人がどういったものを使われて指導・助言をされたかという資料の提出でございます。これが1ページ、2ページと、この資料となっております。

最後に、今回組合長が委員として、どういった情報を持っていらしたのか、といったところがございます。第1回目の福岡市屋台選定委員会の次第と資料というところで、この資料を特にお持ちであったと、他の方にはない委員としての資料をお持ちだったということと、第1回の委員会の中でどういった話があったのか、その中で選考についてどういった委員からのお話があったのかでございます。これについては選考に関するご発言があった箇所について、黄色くマーカーで示しています。その部分が委員である組合長が、委員でない方と違って特別に知り得た情報ということで、第1回目の資料とそれから第1回目の議事録について提供させていただきました。

(委員)

番号で、組合長から指導を受けた18番、19番については、不合格としております。これも、第3回委員会の席でお話しさせていただきましたように、面接をした際にルール違反をしているということ。実際にですね、質問を投げかけても答えが返ってこないということで、それは自分で書いていないということ、3人の委員の中で評価をして落選とするという判断をしております。そういう意味では私たちの判断も間違いはなかったという認識はしているんですけども。19番の方もそれに類する形になっております。今の状況で申し上げますと、18番19番の方でこの方については一応組合長が指導しているということ、及びその内容も見ていただきまして、かなりの部分がイメージを作ったものを使用しているということになりますし、我々委員から、本人たちは否定をされているということですが、委員として面接をした限りでは自分で作成していない可能性が高いと。もう少し調査をしておけば良かったんじゃないかと思えます。

(委員長)

そういう点を踏まえまして、この2名の方について先ほどから議論しておりますよう

に、接触禁止条項これに違反をしているというようなことが認定できれば、今回の場合は不合格ではなくて、失格という形で対応せざるを得ないという状況でないかと今のところ判断をしております。

先ほど事務局から説明があったと思いますので、一応失格の予定ということで、これはあくまでも委員会で決定しなければならない案件だろうということで、後でそのことについては皆さんの考え方をお聞きして、一応仮の決定をしておきたいと思っております。それは組合長と、もう一度委員会の方でヒアリングをする中で、先ほど説明があったような内容とほとんど同じであるという確認ができれば最終的にしていきたいと思っております。

もう一つですね、今回この案件ですけれども、先ほど最後にご説明がありましたように、いわゆる間接的に、元組合長さんがどの程度の秘密にあたる情報を持っていたのか、それが実際にどの程度影響が出ているのか、その辺の確認をしなければならないのですが、今ほど説明がありましたように、6名ですかね、ヒアリングで回答をしたという方々はそういう組合長との関係を知らない状態で、色々相談をして、もっといいものを作りたいとその思いが強かったというような状況であるということが確認できているのではないかと思います。ただ実際に事例です、一部それが使われているということもあって、その辺りをどう判断するかということをご皆さん方に公開しなければならない。一番難しい決定事項になるのではないかと今のところ考えているところです。

いくつか今のお話で確認をさせていただきますと、この案件が商業地域エリアの案件であるということ、今回は商業地域エリアについては再検討をどうするかということの範囲を、まず決めさせていただきたいということが第1点です。

それから先ほど申し上げましたように、元委員がどの程度知り得た情報で他の方はどういうプラスの効果があつたのか、その確認をさせていただいたんですけれども、皆さん方が見られてどう判断されるか、そこが非常に重要なポイントになることと思います。

そういう意味で、合格者、今合格にしている方々について、失格という扱いをするのか、合格のままで、例えば点数の見直しをするとか、そういうようなことも検討する必要があるかどうか、皆さん方に議論していただきたい、そう思っております。

ちょっと付け加えさせていただきます。2枚目のA4で点数が入れられていて組合長及び副組合長が作成したところに○があると思います。これで申し上げますと、私どもがつけている基準です、ルールをしっかりと守っているかという項目があるのですが、実はそれプラス地域の取り組みという項目も合算した数字で評価しております。これ（資料「屋台経営の評価基準」）の2枚目のルールの厳守と地域への取り組みというところの2の⑤というところがあります。地域貢献に向けた取り組みを、ここまでを合算したもので点数を出している項目です。ですので、今説明されているものからしますと、⑤に関するものは作成されていないということになります。対象になっているのが、2の②の(1)のウ・エ・オ、それから(2)のウ、それから(3)ア・イ・ウ・エ、(4)

のア・イ・ウ・エ・オ。これが指導したと思われるところになります。一応、採点した側からの関連のポイントになりますが、ご確認をお願いしたいと思います。

それで、採点した時の状況について、そういう方々の点数の高さ、その辺をコメントしていただけたらと思います。

(委員)

採点した時にまずは基本的なルールのこととか、思いのところとかが出てくるんですけども、基本的にルールのところはどうしても似通ってくるかなと思って、なかなか見抜けなかったところは確かにあったなど。ただ全く一緒のところは何点かあって、それに関しては面接の時に、私たちはどっちが見せたのかということ判断したと思っています。そういうことで、お互い見せ合ったということに関しては、点数を下げるという措置をとって、厳密にやったと思っています。私たち天神地区に関しては3人で基本的に合意しながら点数をつけた感じがあって、そういう意味では非常に公正を期しながらやったと記憶しております。

(委員長)

そういう意味では、今資料にありますように、細かいところはちょっとくわえられなとか、全文から見ると類似性が低いと判定せざるを得ないところがあって見抜けなかったということだと思います。

(委員)

私たち担当した限りで言いますと、最初に申し上げたとおり屋台をやっている方がちゃんと講習を受けて、ちゃんとやっていることのルールを身につけていれば、当然高い点数は取れるはずだと、だからちゃんと書いてくれてるねという、そっちの印象の方が強いですね。当然いい勉強をされているという認識の方が強かったということです。実際屋台やっている方でも低い方もいらっしゃいますので、そういう差が見えていたということが、3人の委員の見方であるかなと思っています。そういう意味では、全て見抜くとなると、とても限られた時間の中では無理があったというのが正直なところなので、実際に類似性があるということをどの程度皆さんで判断できるか、ご意見をいただいて、議論していきたいと思っています。

(委員)

これまで屋台をされてきて、保健所など色々なところの指導があっているというふうに思います。法令遵守と、この文書そのものが組合長あるいは副組合長が書いたという、独自に作った文書なのか、それともやはり今までの中で講習とか、そういう中で皆さんにこれは守ってくださいと、言っていたものがあるのではと思うんですが、その辺りはどうなのでしょう。当然それは類似的に、似てくるというのは、今までやってきておられた方はそういうことはあるのかなと思いますけどね。

(委員長)

事務局から講習などの内容も踏まえてお答えいただけますか。

(事務局)

後ろの方に資料がついていますけれども、全部並べたものがございます。組合長が書かれた記載例、副組合長が書かれた記載例、それに対して1番の方から実際に書かれた文字をそのままPDFで加工しまして、貼り付けております。これを見るとどこが似通っているかという、中には同じような表現があるところもあります。例えばアナフィラキシーショックという難しい言葉があります。この言葉を使っている方が何人かいらっしゃいます。

(委員)

今のご質問はおそらくそうじゃなくて、過去自分が講習を受けて、その時にペーパーとか口頭でこういうことをちゃんと守りなさいという指導があっていたのであれば、同じように反映されるということですよ。

(委員)

それを見て当然書くでしょうから。

(事務局)

例えば食品衛生で言いますと、講習会の中で「温度計をクーラーボックスに入れなさい」などはいつも言っていますので、そういうことに関しては当然同じような記載があると思います。

(委員)

消火器の設置等についてもですね、業者の方にとっては当たり前のことで、特別それを書いたから、どうこうという話になるのかなと、やはりずっとしてこられているわけですから。カンニングとかではなくて、一定の基礎知識というのは当然あってしかるべきで、それがなければ屋台営業はできないからですね。そこら辺との線というのはなかなか描きにくいですね。

(委員長)

最初のページですけど、先ほど事務局から説明があったと思いますが、本人が何も書いてなくて相談に行って、どう書いていいですかという形ではなくて、自分で作った状態で持って行って、ここ書き加えたらどうですかとか、あるいは添削をしてくれたと。添削をしてもらったんだけど、さらに自分で直して書いたという記述がここには書かれているわけですね。そうすると、その評価というのがですね、全く組合長が作ったものをそのまま持ってきたと。組合長自体が作ったものが必ずしもいいとは限らないですから。そういう意味では、どこでも勉強すれば知識が手に入ったもの、組合長がこれを入れたんだったら、自分も学んだんだから書こうか、というのが解釈すればできると思うんですよ。

そういうことからすると、本人たちは他意があつてやったことではないということで、問題なしという見方もできるかもしれません。ただ外部から見た時に、ある意味不正、グレーゾーンですか、そういうことをやったことに関して、どう委員会が対応するのか

ということ、結果を聞きたいということだと思いますけれども、私たちとしては結論に至るまでですね、今資料見ていただいたとおり、今日は最終判断はなかなか難しいと思っておりまして、今のところ、いくつか可能性についてご説明をさせていただければと思います。

まず一つは、こういう方々が今出てきたように、本人たちの意思とは関係なくやっている部分があり、文章としても組合長が書いたものだと言っても、例えば講習会等で学んだこと、そういうことを転用して、じゃあそれを学んでいたのを書き加えようかと判断したとか、そういうことで推測できるとすれば、別に今回失格という形をとらないということもあるだろうと。ただし、失格という形でないとしても、何もなくOKですよとなるかという、嚴重注意をするということも一つかもしれませんし、あるいはこの項目、特にルールに関する項目について、例えば現在の点数から多少減点をして、もう一回再評価するというやり方もあるかもしれませんし、あるいはこの項目を、本当はルールですので外したくないですけども、全応募者からその項目を外して、もう一度計算をし直すというやり方もあるかもしれません。そういうことで、最終的にどんな形になるかわかりませんが、今のところ言えば、屋台の場所が変わる可能性があるかもしれませんけれども、残っていくという考えた方もできると。

もう一つは、そうは言っても、グレーでもどちらかという黒に近いと考えられるとすると、この人たちをこのまま通すわけにはいかない。その場合に、まず一つの選択肢は、数が多くなりますので、これの補充ということではなくて、再募集という形でアプローチするという考えられます。それから、先ほど最初に点数の付け方で申し上げました。今見ていただいているように、縦長の黄色で書かれた点数がありまして、ここに①、②、③と出ています。これは項目が基準点より下回っているというマークになります。そうすると、どうしても、2つあるので、この方々を繰り上げるということは難しいと、1次を通ったけど、2次で落ちた方を繰り上げる、そういうやり方もできるかもしれません。さらには、そこまでしても補充がきかないということであれば、もう一度21番以降の人たちで繰り上げるかどうかというような判断をしなければいけないかもしれません。

あるいは、状況からすると、本人は意識しているわけでも何でもなく、もっと自分も改良していきたいと、来いというから行ったと、そういうことで、でも合格であるということは少し難しいということであれば、1次ないし2次で落ちた方を限定かもわかりませんが、そういう方を対象に、もう一度再募集ということも考えられるかもしれません。

というふうには選択肢が非常に多岐にわたっているという状況でございます。そういう中で申し上げましたら、まず合格のままにするのかしないのか、この6名について、その判定をしていただかないと、その後のパスが決まらないというのが今の状況だと思っております。今のデータで説明をしている中で申し上げますと、失格にするには少し

問題があるじゃないかという認識が強いかないという印象があるんですけども、委員の方一人ずつお話をしていただかないと、この後記者会見をすることになっていきますので、どんな意見があったかご紹介をしないとイケませんので、申し訳ありませんけれども、1人ずつご発言いただければと思います。

(委員)

失格というのは、今後入る可能性がないということですよ。

(委員長)

そうですね。

(委員)

不合格というのは再募集する時も参加していいと。

(委員長)

そういうことですね。そういう意味では大きな決断になるでしょうけど。

(委員)

私たちが面接した限りでは、点数が上の方の人たちは非常に物事の考え方がはっきりしていて、取り組み方もしっかりしているという印象が強いんですよ。そういう方々だったので、まさかコピーをしてとか、そんな雰囲気は全くなかったという印象でした。

(委員)

ルールに関しては、基本的に自分たちがやっていることを書けば良かったと思うんですよ。ところがそれを誰かに見せたというところが問題になるんですけども、その人たちの分を除いて、そこに関係する、その部分に関して除いた人たちの平均か何かを入れて、再計算してみるというのはどうかなと思ったんですよ。もちろん嚴重注意をした上で、そういう措置をとってはどうかなと思うんですけども。

(委員)

今、委員長がおっしゃった方針に、賛同したいと思うんですが、この応募書類も、屋台をするにあたって必要な知識を、要するに私たちが予備校に行つて、学校に行つて学んだり、そういう知識を身に付けて屋台をやるということが大事だと、こういう制度の中で、やりたい人に問うてるわけですから。それに真摯に答える努力をしても、いっぺんに覚えきらんという人もいるでしょうし、いろんな能力差があると思うんですよ。ただ委員長のご判断に協力しますけれども、可能性を示すということ、委員長のご判断ににじんでますのでね。

(委員)

委員長はいくつかの事例ということで、その中で。

(委員)

実際に面接された皆さんの意見が大事だと思いますのでね。

(委員)

この中のどれかという話かなと思いますけど。私もこれは悩ましいなと思います。添

削を受ける方は、見てほしいという方は一般的に組合の人に見てもらおうと、そういう気持ちでされていたということだと思います。ただ、このまま合格ということで続けても、ご本人たちも嫌な思いをされるのかなという気もしますので、どうしたもんかと考えましたが、この方々も含めてですね、6 枠ですかね、再度選考のやり直しというか、再公募という形できちんと点数をつけて、その時の何によって点数をつけるのが難しいのかなと思いますが、そうすることが、ご本人たちにとってもいわゆる悪いことをしてあなたは通ったねと言われなくて済むと。今までの経験が生かされた形で選考されるということで、お互いすっきりするかなと思います。

(委員長)

6 名の方も含めてとおっしゃったのですが、今回応募していない方にもチャンスを広げるということでしょうか。

(委員)

そこはあまり考えておりませんでした。今回応募されている人で選考ということもありかなと考えております。

(委員)

私は失格か不合格か言ってなかったんですけど、私の場合は点数をやり直しますので、点数が低ければ不合格になる。失格ではないということです。

(委員長)

合格された方も、点数次第で不合格になると。

(委員)

我々は審査した時に、組合に入りますかと聞いたんですよ。これについても、組合に入ってそれなりのことを習ってきたんだらうと私は思いますが、私はこれでいいんじゃないだらうかと思えます。組合に入りますかと聞いて、新しい人も組合に入りますということでしたから、組合の言うことも聞きながら、助言をしてもらってこれを書いたんだらうと思えますから、意欲は十分に見られますし、点数はまして良かったんだから、私は、このままやった方がかえって問題は起きないのではなかろうかと思えます。

(委員)

私の方も、点数というよりも、この行為が失格なのか、合格なのか、ということだと思っていて、今回6人については、間接的であるということが、やはり大きいと思うんですね。間接的が罰せられるのかということですが、私は、そこは罰せられないんじゃないかと思っていて、本人たちに流す側に問題がありますよね。組合長に問題があるし、副組合長には問題があるけど、相談したこの人たちに問題があるのかというのは、私は問題はないと思えます。一つの証明は、点数じゃなくて、書類上が全く全部一緒というところが一つもないという意味では、合格でいいんじゃないかなと私は思っています。

(委員長)

書類の類似性ですね。

(委員)

先ほど言ったんですけど、私たちも見たんですけど、似てますよ。これだけじゃなくて、みんな勉強してこられていますし、思いも似たようなものだから、まるっきり同じことが書いてあるところが1か所もない、という意味では問題ないのではないかなと私は思います。

(委員長)

そういう意味では嚴重注意という形で現行のままです。

(委員)

私としては合格なんですけど、例えばマスコミであるとか、外的に納得をしてもらうという意味では、そういう部分も考えないといけないと思います。

(委員長)

今日は皆さんの気持ちを聞きたいと思っていますので。それでは、次の委員よろしくお願いします。

(委員)

組合長なのか、副組合長なのかという話がある中で、今の時点では組合長と接触をされてというのは明確な規定違反で、予定のとおり失格なのかなと思います。ただ副組合長の話もそうなんですけど、副組合長が関わったか関わっていないかは正直わからない話とされていて、この6人の方を、○なのか×なのか、白なのか黒なのかというのは、この屋台選定の公募の全体の手順の中に既にケチがついてしまっていると私は認識しています。そういう意味でこの6人の人がどうこうというのは、全体の話の中では、私はですね、この方を残すにしても残さないにしても、必ずここから漏れた人については、こういうことがあったから残ったんだろうと思うし、実際に組合長から見てもらってそれは知らなかったという人もいるだろうし、そのおかげで助かったと思う人もいるだろうし、そういう意味では、この人たちをどうするという話ではなくて、今6名の方も、何もせずに受かった方も、落選された方も含めて、委員長の案の中にありましたけれども、天神地区の話というのは一度再公募とするのが、我々の手順、あり方も含めてすっきりするんじゃないかなと思います。

(委員長)

その場合は、今回やったような内容ではできかねますので、別の。

(委員)

それは今後の話で、それを議論していくのが我々の仕事だと思いますし。

(委員長)

今の話でいきますと、なんだかんだいってもケチがついてしまっているから、どんな手を打ったとしても問題は残ってしまうと。

(委員)

個人的な意見として言いますけれども、そういうふうな話に落ちないと、今後も落ちつかないんじゃないかなと私は思います。

(委員長)

一応そういう形で気持ちをもう一回整理するというので、再募集をかけた方が一番いいのではないかと。

(委員)

そしたら15枠のうち、6は問題があったと、後の9についてももう一度と。

(委員)

全部やり直しです。じゃあ先ほどの新しい人も入れるのかという議論がありましたけど、今回の手順に傷がついてしまったということを考えると、入り口はすでに応募された方で。

(委員)

合格だと思って準備されている方についても、あなたも含めてもう一度という話。

(委員)

というのが私は一番すっきりすると思います。

(委員)

私としては、何も問題ない方はやはり認めていかないといけないかなと思ったんですけれども。

(委員)

それは委員のご意見で、私は意見を聞かれたので、私はこう思いますと言っています。

(委員長)

ということで、全員もう一回白紙に戻して再募集という案ですね。

(委員)

はい。

(委員)

私は少し似ているんですけども、6名の方は、失格ではなくて不合格ということで再度公募していただければと思っています。委員もおっしゃいましたけれども、一生懸命選考していただいて、本当にその方が出されている提案をよく聞いて選考していただいているということは重々わかっております。ただ、この報道のされ方が、委員会そのものが不正でいっぱいじゃないかということになっていますので、外に向けてきちっと説明をして、信頼を回復できるようにしなければいけないと思っていますし、合格している人たちの準備に影響が出ない形で、また最大限に信頼回復ができるような形で、話し合っていければと。最低限6名は失格ではなく、不合格で再公募としていただければと思っています。

(委員長)

今の現行の合格者にあまり影響が出ない形で考えていると。

(委員)

そうですね。

(委員)

どんな形であれ疑惑というか、そういう思いが残る形になると思いますけど、何の落ち度もない合格者の方もいらっしゃいますから、4月の開業に向けて準備していらっしゃる方に不利益になるということはやはり避けたいと思いますけれども、一方で公平性を確保したいということであれば、6名については、不合格という扱いにして、今回応募した方の中で6名の枠を含めて再公募していただくのが、正規の合格者の方に不利益のない形で、最大限公平性を確保できるのかなと考えています。

(委員長)

失格ではなく不合格とし、かつ開業準備をされている方にはなるべく影響のない形で、全体としては再募集という形で運営していくと。それが一番問題ないんじゃないかということです。

(委員)

組合の人にはやっぱり聞いて、現行の内容について聞くんだろうけれども、組合長もそんな悪者ではないんじゃないかと。だから公募があったから聞いても、私は何の差し支えもないと思うし、天神地区でやっている方もやっぱりそれなりにやりたいという気持ちを、組合長として応援したんだろうと思うし、100件以上の中から28件公募したんですけど、色々やっぱり犠牲は伴うんじゃないかと思うし、何回しても同じようなことが出てくるんじゃないかと思いますけどね。私は組合長が悪いとか、副組合長が悪いとか言いませんけれども、面接の時に組合に入られますかということを探ったことがありますけれども、じゃあ入りますということで、組合を通して話を持っていくという、市が持っていくような状態にしていたら、やっぱり組合も大事なことから、組合は組合の人で、これから店を出そうという人はある程度聞いていくということも大事じゃないかなと思いますし。私はそんなことでやっぱり組合長も努力して自分の組合に入っている人を通してあげたいという思いだったし。誰が悪い彼が悪いというわけではないと思う。

(委員長)

今の意見でいきますと、組合のメンバーで、組合長であれば皆さんをメンバーとして入れたいと、そこで委員会で取得した情報が、非常に影響があるような情報で、かつそれが反映されているとなれば問題かもしれないけれども、そういう情報がない状況だということ、現行のままというご意見ですね。

(委員)

そうです。

(委員)

落ちた方の立場から考えると、このままでいいですというのは問題があるんじゃない

かなと思います。しかし、我々のグループの中でも、点数より全体のインタビューの方が重要でしたので、最終的な結果は変わらないと思うんです。もう一回やり直しても。

(委員長)

今のご意見としては、再募集しても結果は同じような結果になる可能性があるかと。

(委員)

高いと思うんですね。

(委員長)

そうであれば、公平にもう一回やり直して、結果が同じになるだろうと。

(委員)

はい。

(委員)

それは全体と。6名だけなのか。

(委員)

全体ですかね。

(委員)

横並びの表を見てまして、これは、やっぱり指導を受けたかもしれませんけれども、当たり前の答えが出ていると思います。黄色いところで類似している点は、指導を受けているかわからない。だからこれは指導されているとは言えないと。もう一つは間接的に指導を受けた方についても、それは駄目じゃないかとは言えないかと。そういうことを考えると、6人の方々はグレーゾーンであることは確かですが、意識が高い方が残っておられると私は思います。私の意見は、最後は皆さまのご判断に従いますけれども、このままでもいいのではないかと思います。

(委員)

意識が高い人が残っていると思うんですよ。ただ何人かは微妙な判断をしたと思うので、もう一回再評価、点数を見直したらどうかと思います。

(委員)

今回の報道等を見ていると、事実と違うけど、ここを言いたいけど、というのが皆さんも思われたと思います。例えば黒塗り。自分はこう書いていたのに、それが黒塗りで選考された。できるだけのところを、どこまでというのはあるかもしれませんが、公表しないと。私は知り合いからも委員会の中で最初から決まっていたらしいねと言われて、そんなことないよと言うけど、そんなふうな誤解と闇だけが先行して、そんなことはないよとは言えるけど、そこまでしか言えない。既に決まっていて、出来レースで公募して、決めたみたいなり方をしたんやろという言い方をされた。私が委員に入っていると思わなかったらしいですけど、そんなことないよということまでしか言えない。新聞報道の中にもこれは違うけどな、というのが随所に、そんなことならやっぱりおかしいと思うやろね、ということまで出てきていますので、その辺りの闇だけで

も、払拭できる分だけでも払拭できないのかなと。障りがないところ、終わったところですから。今後の選定はまた別の選定のやり方をするというのであれば、誤解されて、闇が作られていっている部分については、何らかのきちんとした見解なりを述べないと、全体がゆがめているということで。元々は108人応募で、28枠しかない。選考の委員の方にはご足労おかけしましたけれども、その中で公正に選定していただいた結果が、こういう状況になり、非常に残念ですけれども。何か余計な誤解を、非公開というところはですね、むやみやたらな非公開よりも、私は公開して、それで点数を競った方がいいと私は思っていたんですが。

(委員長)

その点もあって最後は情報公開の仕方ということで、皆さんにお諮りしたいと思っていたんですけれども。

(委員)

私も賛成ですね。公開できるところはできるだけ公開して。落ちたところに対してどの程度説明がされたのかということが私はわからなくてですね。

(委員)

今回の問題はそこから始まっている。

(委員)

失格というか、点数が低い方についても、税金の滞納について、過去に何かあったとか、過去に何らかの減点がされている。あの時はこうだったとかということもどこかの新聞に載っていた。それも違うよなど。今の現状でやったんだから。そういうことも言えないので、あれじゃないか、これじゃないかということで、私は落とされて、あの人は落とされてなくて。やはり80人が落ちたというこの選定の問題が、最初からの問題がこういう状況を生み出していったと。不満だけが残って、真っ暗闇の中で、結局その人たちが残るとわかっていたということが出てきたみたいな、違うことになっていて、選定作業そのものがブラックになっているということが残念だなと思っています。

(委員長)

今委員が言われた点ですけれども、一応事務局の方にどういう通知をしたか確認をしていただきたいと思いますと言っております。今委員の皆さんからのご意見をいくつかのパターンにわけられると思うんですよね。全部白紙に戻してもう一回した方がすっきりするという意見。あるいは再募集はするんだけど、今回応募した方に限ってもう一度、6人は失格ではなくて不合格にしてもう一回やろう、というご意見。

(委員)

私が言った意見とどう違うんですか。一番目と二番目の意見。

(委員長)

今回応募された枠を超えてするのかなど。

(委員)

私はむしろ逆です。

(委員長)

限定ですか。

(委員)

はい。今回応募された方に限ってと申し上げました。

(委員長)

では今までの意見は共通で、今回応募した方を限定に、もう一度再募集をかけて審査のやり直しを行う。それから、項目についてチェックをし直して、合否を判定し、場合によっては不合格になる可能性もあるというご意見。それから、問題意識が高い人が残っているので、再募集したからと言って、同じ結果になるのではないかと、そういう意味では現状のままやった方がいいのではないかとのお話であったかと思います。もう一つは、一般募集で何も問題のなく決まった方の扱いという部分を白紙にしてというのと、一旦合格として、その他のところで議論をしてという可能性もあると。こういうご意見でよろしいでしょうか。

(委員)

それから、6名の枠だけ再募集をすると。失格という意見はなかったのですが。

(委員長)

そうですね。6名を不合格にして、そこを再募集すると。既存の方は合格にして、というご意見があったということでもよろしいでしょうか。

(各委員)

はい。

(委員長)

今日は皆さんの意見をお聞きして、また事情聴取をした上で、判断を仰ぎたいと思います。心情的にはそのままにしてあげたい気持ちはあるけれども、やはり対外的に見た時に、情報の提示の仕方にも問題があつて、実際とは違うことが報道されたりしているということで、情報開示についてどう考えるかということも問題になっているんじゃないかと思います。そういう意味では、私も取材を受けたり、記者会見の時にも、どこまで喋ったら守秘義務を犯すのかなと思ったりもしているわけですね。そういう意味では状況が変わって、ある程度公開できるものはしていくということでこの委員会で、同時にあり方を判断していただく、方向性を決めていくということで進めさせていただきたいと思っておりますが、その点もよろしいでしょうか。

今日話が出たいくつかの方向性が、4つですかね、出てきたと思いますので、それをたたき台にしながら、応募した方の問題がなるべくないような形で、次回もう一度皆さんにお諮りして、議論を深めていきたいと思っております。日程調整が非常に難しいと思っておりますが、かと言って先延ばしにもできませんので、近々のうちに開催して方向を決めていくということになると思っております。また、再募集ということが全体の意見でありましたが、

どうやっていくのかということも合わせて議論していくことになるかなと思っております。そういう意味では別の委員にさせていただいた方が、委員の入れ替えということもいいと思いますが。そういうところも含めてまた次回皆さま方にお諮りしたいと思っています。

(委員)

観光エリアの方は関係ないということですね。

(委員長)

そうですね。一応接触禁止に違反していないかということは、確認をしていただければと思います。それで問題なければ該当しないのではないかと考えております。よろしいでしょうか。

(委員)

ちょっと教えていただきたいんですが、組合長を選定委員から解任された、これほどあなたが権限を持って解任されたのですか。

(委員長)

それは事務局からお願いします。

(事務局)

条例の規定では市長が任命するという規定ですが、もちろん役所の決裁というのは専決ということになりますので、決裁権は誰かということになりますと、任命の決裁は局長の決裁になります。

(委員)

任命じゃなくて解任。

(事務局)

同じです。

(委員)

先ほど委員長もおっしゃったんですけれども、なかなかここに出てこれないというのは、委員じゃないからですね、組合長さんが。なので来る義務が全くありませんので、解任されているので、行く必要ありませんよということが通ると思うんですよね。なぜ先に解任したのかなというのがすごく不思議だなと思っていて。きちんと委員会の中でせつかくスムーズに進んでいるのに、たった1回のインタビューで全部が崩れてしまうような、どういった意図でそういったことを言ったんですかということを、ぜひ伺いたいなと思っています。

(委員長)

私は昨日事務局の方に、呼んでいただけませんかとお願したんですが、これは非常に本人にとっても難しいだろうと、別のヒアリングをできないかなということでお話させていただいたんですけれども。

(委員)

今後ですね、宣誓書を書きましたけれども、例えばそれに違うことをした場合は、局長の判断である人は解任ですよ、今後来ませんよ、接触したから、ということになるんじゃないかなと思うんですよ。

(委員長)

規定から言いますと、私が任命するわけではなく、市長が任命するという規定ですの

で。

(委員)

宣誓書を書きましたので、そのところをぜひ協議していただければと思うんですけども。

(事務局)

局長の判断一つということではございませんので、当然内部的な協議はしております。最終的な決裁というのは決裁権者は決まっておりますが、勝手にしているわけではございませんので、皆さま方のご意見を伺いながら決定しておりますので、どうぞよろしくお願い致します。

(委員)

せめて委員会の意見を参考にして決められるとか、そういうことを是非お願いしたいと思います。

(事務局)

参考までに申し上げますけれども、やはり接触の禁止をうたっているということがありますので、それに対して直接的に接触があったという事実がありましたので、私どもは重く受け止めてそういう判断に至ったと。きちんと複合的に判断した中でやはりこれは条例にそぐっていないという判断をその時にいたしました。おっしゃるように、委員会の意見も聞くべきではないかということは正にそうと思います。それは真摯に対応したいと思います。

(委員)

昨日市長の記者会見では、市に責任がありますと言っていました、あなたたちは市に責任がないと言っていた。あれはちょっと誤解を招いているなど。それと、任命をするというのは、任命権者の責任もあるから、先ほど委員がおっしゃったように、その説明をやらんといかんかなど。それからこの問題は訴訟みたいになると大変なことになるので、そうならないようにできるだけ一つ、この問題が起こった理由は、通った人というよりも願いが叶わなかった人たちの思いが、こういう騒ぎに火をつけている感がありますので。

(委員長)

それは、先ほど委員がおっしゃったように、情報開示をどこまでできるということに。

(委員)

この後記者会見があるということで、誤解を招いていることをほぐすようなことを、

今日からされた方がいいかなと。

(委員長)

そういう意味では、連絡してくる記者さんには丁寧に説明をしているつもりではいるんですけども。今日のところは、正直なところを申し上げて、我々もヒアリングが必要であると、その判断を待たないと最終結論が出せない。ただ方向性としてはいくつか方向を指し示していただいたので、かつお話があったようにリスクをなるべく低い形でできる方法で、かといって対外的にも納得できると、非常に難しいですけども、そういう解を探していけないといけないかなと思います。近々のうちにもう一度会議を開いて、最終決定をさせていただければと思っております。

(委員)

解任された組合長に出てきてもらって。

(委員)

もう解任しているので、委員長が個別にヒアリングをするということでしたので。

(委員長)

それしか今のところ方法がないということで。

本当はもう少し時間があればもう少し方向性を絞れるかもしれませんが、ここで締めさせていただいて、論点整理をした上で、皆さんに提示させていただければと思います。次回また長丁場になるかもしれませんが、よろしく願います。

(事務局)

本当に長時間にわたり、中身の濃い議論をしていただいて、本当にありがとうございました。私ども大変参考になりました。今日いただいた意見を踏まえて、委員長とまたご相談していきたいと思っております。なお、極力情報公開するよう、私ども作業を進めております。しっかりと信頼性を回復するために、できるだけ開示をするという方向で考えておりますので、また後日報告させていただきますので、どうぞよろしく願います。